各課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の方へ 人間ドック費用一部助成の申請受付

本市の国民健康保険や後期高齢者医療に加入し人間ドック等を受診される方へ、疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るため、費用の一部を助成します。

◆**申込種別**　一般ドック（日帰り・宿泊）および脳ドック（日帰り）

◆**受診期間**　6月1日（木）～平成30年3月31日（土）

◆**対象**

○国民健康保険の35歳以上の被保険者で、国民健康保険税に未納が無く、特定健診を受診しない方

○後期高齢者医療の被保険者で、後期高齢者医療保険料に未納が無く、健康診査を受診しない方

◆**検診機関**　とちぎメディカルセンターとちのき、とちぎメディカルセンター総合健診センター、西方病院、獨協医科大学病院、自治医科大学付属病院、大岡メディカルクラブ、慶友健診センター、宇都宮記念病院、栃木県保健衛生事業団、佐野厚生総合病院（国保のみ）、佐野医師会病院、佐野市民病院、済生会宇都宮病院

◆**助成額**　ドック費用の2分の1相当額（年度内1人1回、3万円を限度）※医療機関で助成額を差し引いた自己負担額を支払いください。

◆**定員**

国民健康保険　900人

後期高齢者医療　100人

（いずれも定員を超えた場合抽選）

◆**申込・受診方法**

所定の申請書に必要事項を記入押印（シャチハタ不可）のうえ、左の申込先へ申請してください。申請書は、保険医療課、各総合支所市民生活課、各地区公民館（大宮・皆川・吹上・寺尾・国府）にあります。（市ホームページからダウンロード可）

助成が決定した方には、**5月下旬に市より「人間ドック検診券」を郵送**します。

その後は、申請書に記入した**検診機関にご自分で直接予約**をし、検診券と被保険者証、自己負担額分の検診代金などをお持ちのうえ、受診してください。

※市外に転出した場合や、国民健康保険の方が検診を受ける前に他の健康保険に加入した場合は、助成の対象となりません。また、**特定健診（健康診査）と重複して受診した場合は、助成金を返還**していただきますのでご注意ください。

◆**申込期間**　**5月12日（金）まで**

◆**申込先**

○窓口　保険医療課または各総合支所市民生活課

○郵送　〒328-8686（住所不要）栃木市役所保険医療課あて（5月12日（金）必着）

○FAX　(21)2679

◆**問合先**　保険医療課

○国民健康保険　☎(21)2131

○後期高齢者医療　☎(21)2137

結婚新生活支援補助金

お二人の新しい生活のスタートを市が応援します。市では、結婚され新生活を始める夫婦に、新居の購入や、賃貸、引越しなどに関する費用の一部を助成します。

◆**対象**　次の要件をすべて満たす方

・平成29年1月31日から平成30年3月31日までの間に婚姻届が受理された新婚世帯

・夫婦の平成28年における所得の合計額が340万円未満

・婚姻時において、夫婦の年齢の合計が70歳未満

・補助金の申請及び交付の日において市内に住所があること

・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと

・市税を滞納していないこと

・栃木市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でない方

◆**助成の対象となる費用**

新婚世帯が市内で住宅を購入または賃借するための費用（平成29年1月1日から平成30年3月31日までに生じた住居費および引越費用の合計額）

※住居費：住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料

※引越費用：新婚世帯が新居へ引越しをするために引越業者又は運送業者へ支払う費用

◆**補助金額**　支払った合計額の最大24万円まで

◆**申請期間**　平成30年3月31日まで※制度の詳細や、申請方法・必要書類は左記へ。

◆**問合先**

住宅課　☎(21)2452

幼稚園・認定こども園の実施事業のお知らせ

子どもたちが、心豊かにたくましく成長できるよう市内16の私立幼稚園・認定こども園では、市と連携し「子育て環境づくり」を積極的に推進しています。

◆**主な実施事業**

子育て相談…子育てに関する悩みや就園に関する相談の受付

未就園児親子教室…未就園児親子を対象に楽しい時間の提供

預かり保育…保育時間終了後お子さんの預かり保育

長期休みの預かり保育…春・夏・冬の長期休み期間の預かり保育

子育て情報の提供＝幼稚園・認定こども園ガイドの編集・発行

※幼稚園・認定こども園ごとに実施事業や内容、2歳児の受け入れ状況等が異なります。詳しくは各幼稚園・認定こども園に問い合わせください。

※1歳6か月健診で子育て情報誌「**幼稚園・認定こども園ガイド**」を配布しています。各幼稚園・認定こども園または保育課窓口、各総合支所市民生活課にも置いてあります。

◆**市内幼稚園・認定こども園連絡先**

栃木幼稚園　☎(24)4802

若葉幼稚園　☎(24)4075

認定こども園アルス幼稚園　☎(22)0824

認定こども園おおみや幼児教育センター　☎(28)0038

認定こども園國學院大學栃木二杉幼稚園　☎(22)3175

認定こども園ひらかわ幼稚園　☎(27)0236

栃木みどり幼稚園　☎(23)8132

認定こども園吹上幼稚園　☎(31)1543

アルス南幼稚園　☎(23)7155

認定こども園おおひらふじ幼稚園　☎(43)3665

認定こども園大平みなみ幼稚園　☎(43)3810

幼保連携型認定こども園バンビ幼稚園　☎(62)5431

認定こども園ふじおか幼稚園　☎(61)1152

認定こども園都賀幼稚園　☎(27)7155

認定こども園岩舟幼稚園　☎(55)2154

認定こども園しずわでら幼稚園　☎(54)1152

◆**問合先**

保育課　☎(21)2233

平成29年度高齢者用 肺炎球菌予防接種

現在、65歳以上の方は、平成26～30年度までの経過措置により、1人1回該当年度に費用の助成を受けて接種することができます。

◆**平成29年度 対象者**

過去に肺炎球菌予防接種の接種歴のない方で、次のいずれかにあてはまる方、

・平成29年4月2日～平成30年4月1日までの間に、誕生日を迎えて次の年齢となる方。

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳

・60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方は希望により接種ができます。（参考：身体障害者手帳1級程度の方）

◆**接種期間**　4月1日～平成30年3月31日

◆**助成金額**　5，700円（残りは自己負担）

◆**受け方**

①事前に健康増進課または各総合支所市民生活課まで、電話・窓口で申し込みください。予診票を発行します。

②市内協力医療機関に予約をし、接種当日は予診票に記入のうえ、医療機関にお持ちください。

※何らかの理由で市外の医療機関で受ける場合には、事前に問合先まで連絡ください。

※生活保護世帯に属する方は、接種後に申請することで、自己負担額分の助成（上限あり）を受けることができます。

◆**問合先**

健康増進課　☎(25)3511

後期高齢者医療保険料 軽減措置の変更

所得の低い方や被用者保険の被扶養者だった方は、特例措置として保険料の軽減措置がありますが、平成29年度より見直されます。

【所得の低い方の軽減措置】

●総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額が58万円以下の方への所得割額の特例措置は、5割軽減から2割軽減に見直されます。

●均等割額の9割、8.5割軽減の特例措置は、平成29年度も継続します。

●均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引き上げられ、均等割額5割軽減は、被保険者数に乗ずる金額が26・5万円から27万円に、2割軽減は、被保険者数に乗ずる金額が48万円から49万円に変わります。

【被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置】

●均等割額が今までの9割軽減から7割軽減に見直されます。なお、所得の低い方への9割、8.5割軽減に該当する場合はそちらが優先されます。所得割額は今までどおり、賦課されません。

◆**問合先**　栃木県後期高齢者医療広域連合

☎028-627-6805（代表）

納税通知書の発送

◎自動車税（県税）／軽自動車税（市税）

軽自動車税の納期限は5月31日（水）です。納期限内に納めましょう。車いす移動車等構造改造車・心身障がい者の方は、一定の条件のもと、申請により軽自動車税が減免になる場合があります。減免申請受付は5月31日（水）までです。納税通知書が届きましたらお早めに申請して下さい。

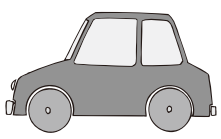

◆**発布日**

自動車税　5月2日（火）

軽自動車税　5月10日（水）

◆**問合先**

○自動車税（県税）栃木県税事務所　☎(23)3414

○軽自動車税（市税）市民税課　☎(21)2261

◎固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。家屋の新増築または取り壊し等をしたときは、資産税課にご連絡ください。

◆**発布日**　5月1日（月）

◆**納期限**

1期・全期　5月31日（水）

2期　7月31日（月）

3期　10月2日（月）

4期　11月30日（木）

◆**問合先**

資産税課　☎(21)2271

市県民税（普通徴収分）の納付は安心・便利な口座振替を

口座振替の開始は申込日の翌月末以降の納期からです。市県民税（普通徴収分）を平成29年度第1期より口座振替希望の方は、5月末までに手続きください。

◆**受付窓口**　市役所本庁舎、各総合支所市民生活課、各支所・出張所、取扱金融機関（ゆうちょ銀行は直接最寄りの郵便局へ申込み）

◆**用意するもの**

通帳、届出印

◆**利用できる金融機関**

市内に店舗のある金融機関および三井住友銀行（すべての本支店が利用可）

※口座振替は、各税・料とも随時申し込みできます。

◆**問合先**

収税課　☎(21)2767